

「第68回人権週間」実施要領

東京法務局
東京都人権擁護委員連合会

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年（1948年）12月10日の第3回国際連合総会において採択され、本年で採択68周年を迎えます。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day）」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、世界人権宣言採択の翌年の昭和24年（1949年）以来、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めてきたところです。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定を受け、我が國の人権状況に対する国際的な関心が高まる中、今一度、世界人権宣言の意義や人権に対する理解を深める取組を進め、全ての人々の人権が尊重される豊かで安心できる成熟した社会の実現を図っていく必要があります。そこで、本年も、12月4日から同月10日までの1週間を「第68回人権週間」と定め、各種啓発活動を実施することとしています。

これを受け、東京法務局及び東京都人権擁護委員連合会は、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会及び大多摩人権擁護委員協議会と協力して、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行、スマートフォンの普及等に伴うインターネット上での人権侵害の深刻化等といった近時の人権課題をも踏まえ、下記の要領により各種啓発活動を実施するものです。

記

1 名称

第68回人権週間

2 期間

平成28年12月4日（日）から同月10日（土）までの1週間

3 主催

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会

4 強調事項

平成28年度啓発活動重点目標「みんなで築こう 人権の世紀～考えよう

相手の気持ち「未来へつなげよう 違いを認め合う心～」のほか、次の事項とします。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- H I V 感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

なお、強調事項の趣旨は、別紙のとおりです。

5 実施事項

(1) 人権週間（地域）街頭啓発

東京都内において「人権週間行事」を行い、広く都民に人権尊重思想を呼び掛け、人権意識の高揚を図るほか、人権擁護委員は東京法務局、各区市町村と協力して、人権週間中の適宜の日に地元の適切な場所で啓発活動を行う。

(2) 講演と映画の集い

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会、東京都及び公益財団法人人権擁護協力会で構成する東京都人権啓発活動ネットワーク協議会は、公益財団法人東京都人権啓発センターの協賛を得て、開催地の自治体との共催により、人権啓発のための「講演と映画の集い in 目黒（仮）」、「講演と映画の集い in 小金井（仮）」を次のとおり開催する。

① 講演と映画の集い in 目黒（仮）

日 時 12月2日（金）（時間未定）

場 所 目黒区中小企業センターホール

（所在、目黒区目黒2-4-36）

講 師 坂東眞理子（ばんどう まりこ）

映 画 大統領の料理人

(2) 講演と映画の集い in 小金井（仮）

日 時 12月10日（土）（時間未定）

場 所 小金井 宮地楽器ホール 大ホール

（所在、小金井市本町6-14-45）

講 師 KONISHIKI（こにしき）

映 画 パディントン

(3) 社会福祉施設等における特設人権相談所

東京都人権擁護委員連合会は、東京法務局、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会、大多摩人権擁護委員協議会及び区市町村と協力して、社会福祉施設等における特設人権相談所の開設に向けて呼び掛け等を行う。

(4) 外国人に関する人権相談所

外国人が抱える人権問題を取り扱うため、人権週間中においても東京法務局において、外国人に関する人権相談所（英語・中国語）を月曜日から金曜日（休日を除く）に開設する。

(5) 「全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」入賞作品集の発行及び表彰式

「平成28年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会」入賞作品集を発行し、東京都、区市町村、教育委員会、中学校及び関係機関に配布する。

また、優秀作品を表彰するため、次のとおり表彰式を行うことにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図る。

名 称 「平成28年度全国中学生人権作文コンテスト東京都大会表彰式」

日 時 11月27日（日）13:00～

場 所 大田区民プラザ

（所在、大田区下丸子3-1-3）

(6) マスコミ等に対する依頼

人権週間中の行事に関する資料を各報道機関等に提供し、取材、報道及び広報を依頼する。

(7) 横断幕等による啓発

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京法務局及び支局に横断幕を掲出するとともに、東京都及び区市町村等へ掲出を依頼する。

(8) 広報紙等への依頼

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京都及び区市町村をはじめとする関係諸機関の広報紙へ人権週間及び人権週間における各種行事に関する記事の掲載を依頼するとともに、ホームページによる周知を依頼する。

(9) 啓発ポスターの掲出

人権週間の周知及び人権尊重思想の普及高揚を図るため、東京法務局（支局等を含む。）の掲示板に啓発ポスターを掲出するとともに、東京都及び区市町村の各施設等、公共施設の掲示場（板）等への啓発ポスターの掲出を依頼する。

(10) その他

東京法務局、東京都人権擁護委員連合会、東京人権擁護委員協議会、多摩西人権擁護委員協議会、多摩東人権擁護委員協議会及び大多摩人権擁護委員協議会は、区市町村と協力して、講演会、座談会、研修会の開催、啓発物品の配布及びその他適切な方法により、広く人権尊重思想の普及高揚を図る。

(別紙)

「第68回人権週間」強調事項の趣旨

○ 「女性の人権を守ろう」

セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティ・ハラスメント），家庭や職場における男女差別，配偶者・パートナーからの暴力などの人権問題が発生しています。女性と男性が相互の立場を尊重して協力し合えるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 「子どもの人権を守ろう」

いじめや体罰，児童虐待，児童買春などの人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として最大限に尊重されるよう，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 「高齢者の人権を守ろう」

高齢者に対する就職差別のほか，介護施設等における身体的・心理的虐待などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 「障害を理由とする偏見や差別をなくそう」

障害のある人が職場において差別待遇を受けたり，店舗でのサービス等を拒否されるなどの人権問題が発生しています。本年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行を受け，全ての人が，障害の有無によつて分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会にするため，この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 「同和問題に関する偏見や差別をなくそう」

同和問題に関する偏見や差別意識から，結婚における差別，差別発言，差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○ 「アイヌの人々に対する理解を深めよう」

アイヌの人々に対する偏見や理解不足から，就職や結婚などにおける差別等の人権問題が依然として存在しています。先住民族であるアイヌの人々の歴史，文化，伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくことが必要です。

○ 「外国人の人権を尊重しよう」

外国人であることを理由とした不当な就職上の取扱い，アパートやマンションへの入居拒否，公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。また，特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集めると，本年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け，外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されますが，文化等の多様性を認め，言語，宗教，生活習慣等の違いを正しく理解し，これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

○ 「HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう」

エイズ，ハンセン病等の感染症に対する知識や理解の不足から，日常生活，

職場、医療現場など社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に対する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

○「刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう」

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見により、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により、円滑な社会復帰を実現することが重要であることから、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」

犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉を傷つけられたり、私生活の平穏を害されたりする人権問題が発生しています。家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」

インターネットの普及により、個人の名誉が毀損されたり、差別を助長するおそれのある表現が掲載されるほか、近年ではいわゆるリベンジポルノとされる画像が流出・拡散されるなど、その匿名性、情報発信の容易さを悪用した人権問題が特に青少年を中心に発生しています。この問題について、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていくことが必要です。

○「北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう」

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

○「ホームレスに対する偏見や差別をなくそう」

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」

同性愛者など性的指向に関する少数派の人々への根強い偏見があり、社会生活の様々な場面で人権問題が発生しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう」

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」により、一定の条件を満たす場合には、性別の取扱いの変更について審判を受けるようになったものの、性同一性障害者に対する偏見や差別が存在しています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「人身取引をなくそう」

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

○「東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう」

福島第一原子力発電所の事故の影響により被災した人々が差別されるなど、東日本大震災に起因する人権問題が発生しています。一人一人が震災の記憶を風化させることなく、正しい知識と思いやりの心を持ち、問題を解決していくとともに、新たな人権問題の発生を防止していくことが必要です。